

## 広島県告示第三百五号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第八十八条第三項第五号、第二百二十二条第三項第五号、第四百零三条第五号及び第五百十三条第三項第五号に規定に基づき、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者における知事が定める送迎に要する費用から除く場合を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事が定める送迎に要する費用から除く場合

- 一 指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る送迎に要する費用を徴収することができる場合から除く場合は、指定介護予防サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費及びユニット型介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注六に定める加算が算定される場合
- 二 指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る送迎に要する費用を徴収することができる場合から除く場合は、指定介護予防サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費及びユニット型介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注八、ロ(1)から(4)までの注八、ハ(1)及び(2)の注六及びニ(1)から(3)までの注三に定める加算が算定される場合